

あなたの家の

住宅用火災警報器

正しく設置！

定期的にチェック！

10年を目安に交換！

していますか？



住宅用火災警報器で助かる命があります！



正しく設置・維持し、大切な人や財産を、火災から守りましょう！

設置は義務です！

正しく設置！

寝室、階段（寝室が2階等にある場合）は設置が義務付けられています。
正しく設置して、万が一に備えましょう！



※右の図

-  設置が義務付けられているところ
-  設置をおすすめしているところ



定期的なチェック！


万が一のとき、正しく作動するようにボタンを押したり、ヒモを引いたりして**定期的な作動試験**をしましょう！

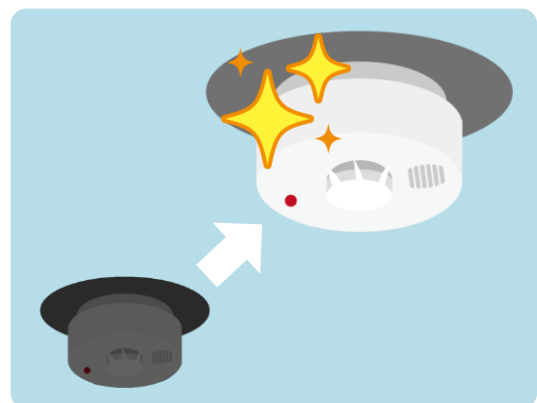
-  正常を知らせる音声や音、火災警報音が鳴ります。
-  何も音が鳴らない場合、電池や本体を交換しましょう。



10年を目安に交換！

警報器本体は、製造から10年が経過すると、部品やバッテリーが劣化し、正確に作動しなくなる恐れがあります。
本体を**新しいものと交換**しましょう！

-  新しい警報器には、いつ設置したのか一目で分かるよう、本体の側面などに設置年月を記入するようにしましょう。



注意！

消防職員と偽って、不適切な価格で、警報器を売りつける事案が発生しています。**消防署から警報器等の販売を行うことはありません**ので、注意してください。もし、そのような事案に遭遇した場合は、最寄りの消防署までご相談ください。

お問い合わせ先 笠岡地区消防組合

代表番号	0865-63-5119	予防課	0865-63-7121
笠岡消防署	0865-63-7119	鴨方消防署	0865-44-5119
北出張所	0865-65-1119	寄島出張所	0865-54-3119